

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和8年 6月 24日

福島県知事

殿



提出者

住 所 仙台市青葉区中央四丁目4番19号

氏 名 鹿島建設株式会社 東北支店
執行役員支店長 横井 隆幸

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 090-3132-0457 (安全環境部)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島建設株式会社 東北支店
事業場の所在地	仙台市青葉区中央四丁目4番19号
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	令和7年度 完成工事高 895億円 (東北支店管内、税込)
③ 従業員数	730人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 発生 副産物の発生予測を行い、発生抑制、再使用、リサイクルを検討する。 2. 分別・保管 工程に応じた分別方法やヤード、収集容器等の検討(排出場所は建設工事現場)を行う。 3. 収集運搬・処分 許可証を有する収集運搬・処分会社の登録制度を設け、事前に施設等を確認のうえ業者選定を行い、再資源化(中間処理場)の委託、また優良認定処理会社への委託を基本処理として推進する。

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

※別紙1「環境管理推進体制と担当者の役割」

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	※別紙2「産業廃棄物の排出量及び委託量の現状と計画」		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2	
	排出量	t	t
(これまでに実施した取組) 事前の工程策定、分別の実施			
②計画	【目標】 ※別紙2「産業廃棄物の排出量及び委託量の現状と計画」		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 受注・施工する工事の内容により排出量が大きく変動する。可能な限りの分別や工程の見直しによりできるだけ排出抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) より一層の分別の実施
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 令和7年度）実績】		
	*別紙2「産業廃棄物の排出量及び委託量の現状と計画」		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
処理委託契約前に施設確認を行い、適正処理をしていると見込まれる処理会社に委託する。			

(第5面)

	②計画	【目標】 *別紙2「産業廃棄物の排出量及び委託量の現状と計画」		
		特別管理産業廃棄物の種類	別紙2	
		全 処 理 委 託 量	t	t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
		(今後実施する予定の取組) 処理委託施設の定期的な視察の実施、二次処理先、再生委託先の把握、 及び最終処分先の確認（継続実施）を行う。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】			
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1588.9	t	
	(今後実施する予定の取組等) 今後も排出された特別管理産業廃棄物については電子マニフェストを使用する。			
※事務処理欄				

(第6面)

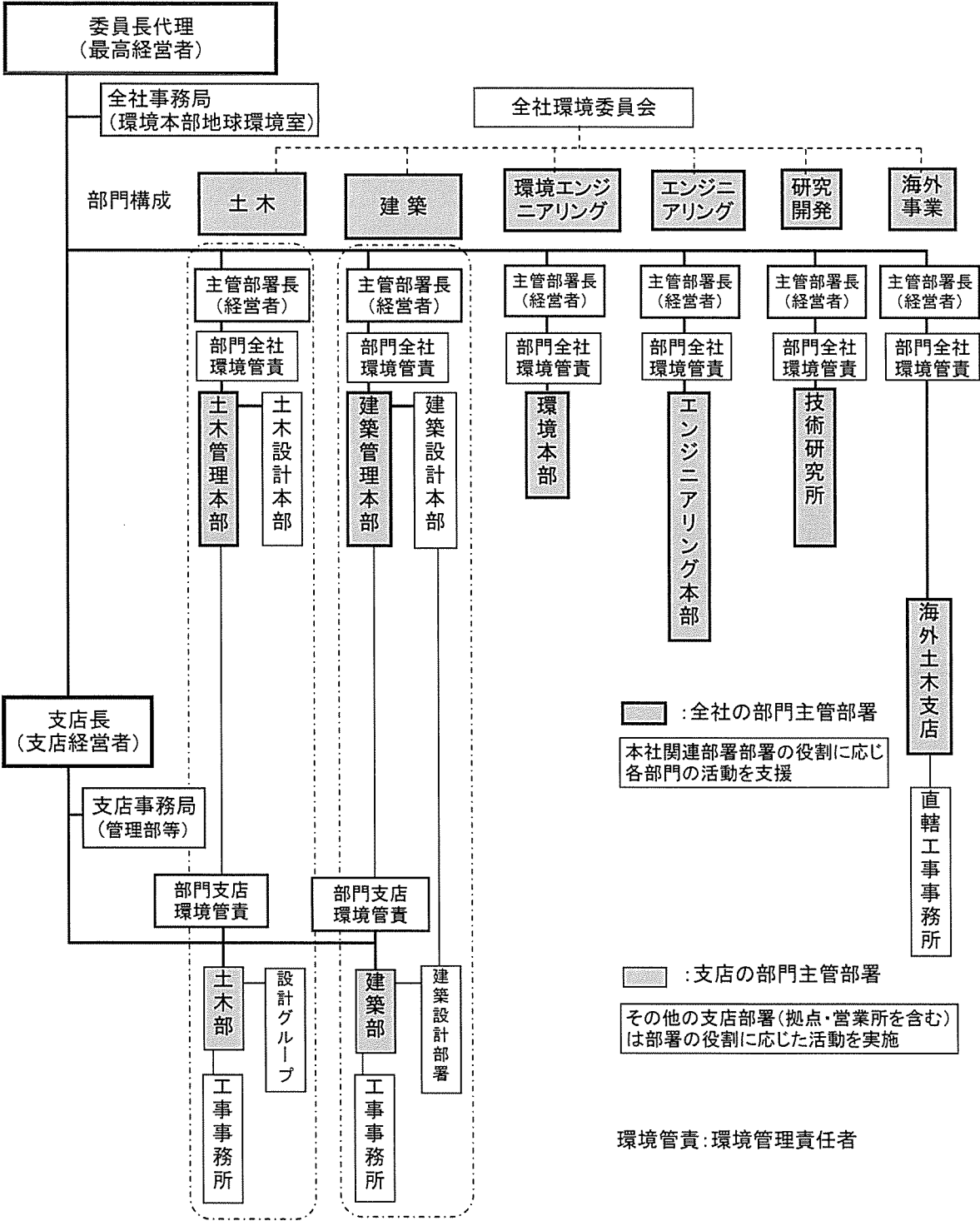
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

環境管理推進体制と担当者の役割

1. 環境管理推進体制

2012年7月改訂



2. 担当者の役割

環境管理を適正に推進するために、支店、営業所、工事事務所（現場）等における関係者の責務と役割を明確にした社内管理体制を以下に示す。

(1) 総括環境管理者(社長任命)

役 割	要 点
環境管理計画書の審査	工事開始時、計画変更時
環境関連通知事項の周知・徹底	法の遵守
重要問題発生時の社内報告・対応	本支店関連部署との連携
環境管理パトロールの定期的実施	現場指導・評価
法及び条例の特定の確認	関係官庁からの指導
諸官庁等提出書類の審査及び提出	

(2) 統括環境管理者(支店長任命、原則所長)

役 割	要 点
環境保全に関する所長方針の策定	環境目的・目標の決定
環境関連通知事項の周知・徹底	法の遵守
環境管理計画書の作成と管理業務内容の確立	工事開始時、計画変更時
環境管理計画書の所内教育の実施	転入社員、契約社員、JV 構成員
緊急事態体制と連絡網の確立	緊急事態対応記録
緊急事態訓練の実施	緊急事態対応計画作成
緊急事態発生時の対応	建設公害関係速報
現場内環境管理パトロールの実施	苦情、法違反の有無と対応措置
処理業者の選定と委託契約の締結	支店登録 現地確認
諸官庁等提出書類の作成	

(3) 環境管理者(支店長任命、所長の補佐)

役 割	要 点
環境管理計画書に沿った管理業務遂行	環境管理実施記録
マニフェストの交付と処理伝票管理	A、B ₂ 、D、E 票回収・照合・記録
新規入場者教育時に環境保全教育の実施	「必要資格確認シート」
土木工事管理要領（土木）、K T M S 苦情処理実施要領（建築）に基づく適切な苦情処理対応・報告	「環境情報フォローシート」（土木） 「苦情・調査依頼・相談受付票」「苦情・調査依頼・相談報告書」（建築）
建設副産物を売却又は有効利用する場合の適正処理	「資材再利用等に関する覚書」 「リサイクル伝票」
廃棄物処理責任者、副産物利用促進責任者を兼任	
諸官庁への届出書類報告	諸届出の実施
許可証事前確認	処分場所の確認

(4) 環境推進員(支店長任命、営業所)(支店によっては置かない場合もある)

役 割	要 点
支店及び管内現場の連絡調整	環境情報（本支店現場間）の周知
定例環境委員会の開催	月 1 回所長会等
県条例（市町村含む）の調査・周知	上乘せ基準
廃棄物処理状況の報告	調査評価
管内現場の環境パトロール	現場間格差是正

産業廃棄物の排出量及び委託量の現状と計画

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
	①現状 【前年度実績】	②計画 【目標】	①現状 【前年度実績】					②計画 【目標】				
	排出量	排出量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
燃え殻(特管)	0.2	0	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0	0	0	0	0
廃油(特管)	1,588.7	5	1,588.7	1,588.7	1,588.7	0.0	0.0	5	5	5	0	0
合計	1,588.9	5	1,588.9	1,588.9	1,588.9	0.0	0.0	5	5	5	0	0